参加費 無料

働き方改革に伴う 労務リスクと助成金対策 セミナー

人事・労務関係のリスクについて抑えておくべきポイントを解説します。
活用できる助成金もあわせて紹介します。

POINT

36 協定の締結、きちんと出来ていますか？
- **36協定違反**（"代表者の選任"指名していませんか?）

労働基準法などの労働関係法令を理解していますか？
- **ハローワークによる求人票不受理リスク**

労働者の賃金に不合理な格差はありませんか？
- **同一労働同一賃金による賃金未払いリスク**

「労働時間管理」の理解はできていますか？給与の計算方法は間違っていませんか？
- **未払い時間外支払いリスク**

セミナーでご紹介する助成金

●働き方改革推進支援助成金　●業務改善助成金（通常コース）　●キャリアアップ助成金

※情勢に応じてご案内する助成金が変更となる場合があります。

開催日程

6/24（金）
14:00－15:30
（受付開始 13:30）
定員 30 名

さいたま市
新都心ビジネス交流プラザ
4 階 A 会議室
さいたま市中央区上落合 2-3-2
JR 埼京線「北与野駅」前
JR 京浜東北線、JR 東北本線、JR 高崎線
「さいたま新都心駅」徒歩 8 分

6/28（火）
14:00－15:30
（受付開始 13:30）
定員 30 名

川越市
ウエスタ川越
2 階 会議室 1
川越市新宿町 1-17-17
JR 川越線、東武東上線「川越駅」
西口徒歩 5 分
西部新宿線「本川越駅」徒歩 15 分

6/29（水）
14:00－15:30
（受付開始 13:30）
定員 30 名

春日部市
ふれあいキューブ
ホール C
春日部市南 1 - 1 - 7
東武伊勢崎線、東部野田線
「春日部駅」西口徒歩 5 分

7/8（金）
14:00－15:30
（受付開始 13:30）
定員 30 名

熊谷市
熊谷市立商工会館
大ホール
熊谷市宮町 2-39
上越・長野新幹線、JR 高崎線
「熊谷駅」北口徒歩 8 分

お申込み

FAX または申込みフォームよりお申込みください。
申込内容を確認後、事務局よりご連絡いたします。

■申込フォーム
https://tmc-soudan.com/saitama/workstyle-advisor2022/seminar-1/

申込フォーム

埼玉県マスコット
「コバトン」「さいたまっち」

彩の国 埼玉県

働き方改革に伴う労務リスクと助成金対策セミナー　申込書

FAX：048-840-3024

「新型コロナウイルス感染防止」にご協力をお願いします。

- ●マスクの着用
- ●手指・会場内などのアルコール消毒
- ●ご来場時の体温測定
- ●換気・座席間隔などの3密回避

※感染症等拡大防止のため、セミナーを変更（延期、中止を含む）することがありますので、ご了承ください。

企業名

氏名

〒

所在地

電　話　　FAX

※事務局よりセミナーに関するお知らせをお送りします。パソコンからのメールを受信できるアドレスをご記入ください。

メール
アドレス

※ご希望の日程に○を付けてください。

希望日程	6月24日（金） さいたま市	6月28日（火） 川越市	6月29日（水） 春日部市	7月8日（金） 熊谷市

- ●各回定員になり次第、受付を終了します。お早めにお申込みください。
- ●お電話、FAX等でお申込みの場合、事務局より「申込受付完了メール」をお送りします。
  メールが届かない場合は、お手数ですが、事務局(048-767-6835)までご連絡ください。

FSC ミックス紙 FSC® C013021

申込フォーム

問合せ先：株式会社 TMC 経営支援センター　大宮支店（委託運営）
TEL：048-767-6835　FAX：048-840-3024　E-Mail：hatarakikata-saitama@tmc-jinji.com
URL：https://tmc-soudan.com/saitama/workstyle-advisor2022/seminar-1/

埼玉県産業労働部多様な働き方推進課　働き方改革・テレワーク推進担当
TEL：048-830-3960
新しい働き方推進アドバイザー派遣事業
URL：https://www.pref.saitama.lg.jp/workstyle/hatarakikata/advisor/index.html
働き方見直し支援事業
URL：https://www.pref.saitama.lg.jp/workstyle/torikumi/review/index.html

埼玉県　働き方改革ポータルサイト

新しい働き方推進アドバイザー派遣事業　　働き方見直し支援事業

令和４年度「働き方改革推進支援助成金」
労働時間短縮・年休促進支援コースのご案内

令和２年４月１日から、中小企業に、時間外労働の上限規制が適用されています。
このコースは、生産性を向上させ、労働時間の縮減や年次有給休暇の促進に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主の皆さまを支援します。ぜひご活用ください。

課題別にみる助成金の活用事例

企業の課題	新たに機械・設備を導入して、生産性を向上させたい！	始業・終業時刻を手書きで記録しているが、管理上のミスが多い！	業務上の無駄な作業を見直したいが、何をすればいいか分からない！
助成金による取り組み	労働能率を増進するために設備・機器などを導入	労務管理用機器や、ソフトウェアを導入	外部の専門家によるコンサルティングを実施
改善の結果	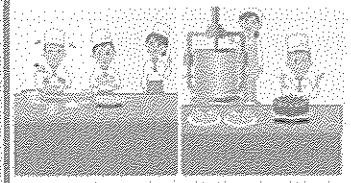 新たな機器・設備を導入して使用するようになったところ、実際に労働能率が増進し、時間当たりの生産性が向上した。	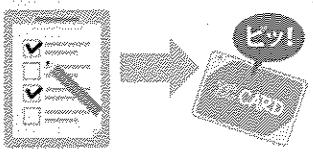 記録方法を台帳からICカードに切り替えたことで、始業・終業時刻を正確に管理できるようになり、業務量の平準化につながった。	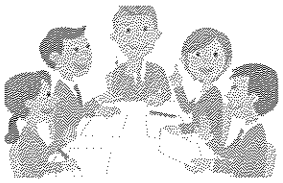 専門家のアドバイスで業務内容を抜本的に見直すことができ、効率的な業務体制などの構築につながった。

生産性の向上を図ることで、働きやすい職場づくりが可能に!!

助成内容について詳しくは、裏面をご参照ください。

ご不明な点やご質問がございましたら、企業の所在地を管轄する
都道府県労働局　雇用環境・均等部 または 雇用環境・均等室にお尋ねください。

申請書の記載例を掲載している「申請マニュアル」や「申請様式」は、こちらからダウンロードできます。

電子申請システムによる申請も可能です。詳しくはこちら
（https://jgrants.go.jp/）

労働時間短縮・年休促進支援コースの助成内容

対象事業主

以下のいずれにも該当する事業主です。

1．労働者災害補償保険の適用を受ける中小企業事業主(※1)であること。
2．年５日の年次有給休暇の取得に向けて就業規則等を整備していること。
3．交付申請時点で、右記「成果目標」①から④の設定に向けた条件を満たしていること。

(※1)中小企業事業主の範囲
ＡまたはＢの要件を満たす企業が中小企業になります。

業種	A 資本または出資額	B 常時使用する労働者
小売業 (飲食店を含む)	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1 億円以下	100人以下
その他の業種	3 億円以下	300人以下

助成対象となる取り組み
～いずれか１つ以上を実施～

① 労務管理担当者に対する研修(※2)
② 労働者に対する研修(※2)、周知・啓発
③ 外部専門家によるコンサルティング
④ 就業規則・労使協定等の作成・変更
⑤ 人材確保に向けた取り組み
⑥ 労務管理用ソフトウェア、労務管理用機器、デジタル式運行記録計の導入・更新(※3)
⑦ 労働能率の増進に資する設備・機器などの導入・更新(※3)

(※2) 研修には、業務研修も含みます。
(※3) 原則として、パソコン、タブレット、スマートフォンは対象となりません。

ご利用の流れ

「交付申請書」を、最寄りの労働局雇用環境・均等部（室）に提出（締切：11月30日（水））

交付決定後、提出した計画に沿って取組を実施
（事業実施は、令和５年１月31日（火）まで）

労働局に支給申請
（申請期限は、事業実施予定期間が終了した日から起算して30日後の日または２月10日（金）のいずれか早い日となります。）

（注意）本助成金は国の予算額に制約されるため、11月30日以前に、予告なく受付を締め切る場合があります。

成果目標

以下の「成果目標」から１つ以上を選択の上、達成を目指して取り組みを実施してください。

① **月60時間を超える36協定の時間外・休日労働時間数を縮減**させること。
・時間外労働と休日労働の合計時間数を月60時間以下に設定
・時間外労働と休日労働の合計時間数を月60時間を超え月80時間以下に設定
② **年次有給休暇の計画的付与制度を新たに導入**すること。
③ **時間単位の年次有給休暇制度を新たに導入**すること。
④ 交付要綱で規定する**特別休暇（病気休暇、教育訓練休暇、ボランティア休暇、新型コロナウイルス感染症対応のための休暇、不妊治療のための休暇）のいずれか１つ以上を新たに導入**すること。

● 上記の成果目標に加えて、指定する労働者の時間当たりの賃金額を３%以上または、５%以上で賃金引き上げを行うことを成果目標に加えることができます。

助成額

上記「成果目標」の達成状況に応じて、助成対象となる取り組みの実施に要した経費の一部を支給します。**【助成額最大490万円】**

助成額	以下のいずれか低い額 Ⅰ　以下１～３の上限額および４の加算額の合計額 Ⅱ　対象経費の合計額×補助率３／４(※５) (※５)　常時使用する労働者数が30人以下かつ、支給対象の取り組みで⑥から⑦を実施する場合で、その所要額が30万円を超える場合の補助率は４／５

【Ⅰの上限額】
１．成果目標①の上限額

事業実施後に設定する時間外労働と休日労働の合計時間数	事業実施前の設定時間数 現に有効な36協定において、時間外労働と休日労働の合計時間数を月80時間を超えて設定している事業場	事業実施前の設定時間数 現に有効な36協定において、時間外労働と休日労働の合計時間数を月60時間を超えて設定している事業場
時間外労働と休日労働の合計時間数を月60時間以下に設定	**150万円**	**100万円**
時間外労働と休日労働の合計時間数を月60時間を超え　月80時間以下に設定	**50万円**	—

２．成果目標②の上限額：**50万円**
３．成果目標③、④の上限額：**それぞれ25万円**
４．賃金引き上げの達成時の加算額

引き上げ人数	１～３人	４～６人	７～10人	11人～30人
３%以上引き上げ	**15万円**	**30万円**	**50万円**	**１人当たり５万円** **（上限150万円）**
５%以上引き上げ	**24万円**	**48万円**	**80万円**	**１人当たり８万円** **（上限240万円）**

(2022.4)